

● 高齢福祉

◆ ふれあい入浴

6月20日(日)午後4時～9時に、ヘルシーバス千里丘で/対象は小学生以下と65歳以上/氏名・連絡先を書いたメモと、入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自で持参/問合せは高齢介護課へ

大阪府介護支援専門員実務研修受講試験

介護支援専門員の実務研修受講試験を10月10日(日)に行います。受験希望者は受験申込書を提出してください。
配布場所 市役所1階・高齢介護課、各保健所
配布期間 6月1日(火)～28

日(月) 申込み 6月28日(月)まで
に、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団へ簡易書留で郵送(当日消印有効)
問合せ 同財団ケアマネ係 ☎ 06 (6763) 80044



住み慣れた家で元気に過ごすために

市では、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように以下のサービスを実施しています。

対象者 要支援1・2または基本チェックリスト基準該当者
※事前に、ケアマネジャーのプラン作成が必要です

訪問型サービス A (生活援助)

市が指定した訪問型サービス A 従事者(訪問生活支援員)養成研修の修了者または同等の資格を有した者が、訪問介護サービスより安価で、身体介助を含まない生活援助を行います。(例) 掃除、洗濯、一般的な調理、薬の受け取り、買い物など
費用 1時間 150円から
※利用するサービスや所得によって異なります



元氣リハビリ教室 (介護予防)

保健センターが実施する、3カ月または6カ月の「短期集中リハビリテーションサービス」です。日常生活で支障のある動作を改善するために、理学療法士や作業療法士が一人ひとりの身体状況に応じて個別プログラムを作成します。(例) 以前のように、お風呂の湯舟に1人でまたいで入りたいもう一度、近所のスーパーまで歩いて買い物に行きたい
場所 保健センター (送迎無料)
費用 1日 200円
※サービス提供前・提供後の自宅での評価は無料
問合せ 市地域包括支援センター ☎ 06 (6383) 1377 へ
※介護サービス利用中の人は、担当のケアマネジャーへ要相談

● イベント

◆ 介護職員初任者研修講座

介護の基礎から応用までを学び、介護職の入門資格を取得する
①7月11日～10月31日の毎週日曜日②8月3日～9月30日の毎週火・木曜日、いずれも午前10時～午後5時に、未来ケアカレッジ吹田千里丘校(吹田市千里丘下20・16)で(各計16回)

● お知らせ

自動通話録音装置貸出

特殊詐欺から高齢者を守るため、固定電話に取り付けて使用する「自動通話録音装置」を貸し出しています。
対象 65歳以上の高齢者世帯または日中に高齢者のみとなる世帯
費用 無料※装置使用にかかる電気代などは自己負担
申込み 産業振興課へ※印鑑持参、代理申請可(委任状必要)、郵送可



6月は就職差別撤廃月間

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想などについて質問することは就職差別につながるおそれがあります。就職差別についての相談は、就職差別110番 ☎ 06 (6210) 9518 へ(6月のみ・受付は平日午前10時～午後6時)

セッピーの突撃訪問!

～「日本一従業員を大事にできる会社を目指します」～
問合せ 産業振興課へ



(株)吉寿屋(鳥飼中3-3-36) 神吉一寿代表取締役社長

お菓子の卸売りを主な事業としている(株)吉寿屋。神戸、東大阪、北大阪の3店を統合したことを機に、工場に囲まれ早期作業が行い易く、交通の利便性が良い、摂津市に物流センターを建設。今回は、お菓子の卸売り以外にも、さまざまな取り組みに挑戦している、本企業の代表取締役社長に突撃インタビュー!!

■ 従業員が喜ぶ独特な取り組みって?

「抽選で金の延べ棒」「じゃんけん大会で景品」をプレゼントしています。誕生日には従業員へメッセージとお菓子をプレゼントしています。また、プレゼントのお菓子は、ダンボールいっぱい量を渡しています。ひとりで食べられない分を家族や友人に分けることで繋がりが生まれ、従業員だけでなく、周囲の人も幸せを感じてくれるとうれしいです。

■ お菓子の袋がマスクケースになったの?

「コロナ禍だからこそ、くすっと笑えて元気になるように」と考えつきました。さまざまな企業の協力のもと、マスクケースのデザインコンテストも開催します。

「楽しく、おもしろく」をモットーに、コロナ禍だからこそできることを考え、まだまだ挑戦していきたいと思っています。

■ 従業員の気持ちを高めるのが上手ですね!

私は皆で生み出した利益を感謝の気持ちを込めて、従業員にお返ししているだけです。従業員のことを常に考えて還元し、より楽しく働いてもらえたらうれしく思います。

これからも、中小企業ならではのスピード感をもって、さまざまなことに挑戦し、お客様のニーズに応えながら、従業員を一番大事にできる会社を目指したいと思います。

介護保険サービスの利用者負担軽減制度

社会福祉法人等からサービスを受ける場合、以下の要件すべてに該当する人の利用者負担の一部を軽減します。※都道府県に届け出済みの法人に限る

● 要件

- ①年間収入額 150万円以下(単身世帯) 世帯員1人増加ごとに50万円加算した額以下
- ②預貯金額 350万円以下(単身世帯) 世帯員1人増加ごとに100万円加算した額以下
- ③世帯で資産を所有していない ※居住家屋、その他日常生活に必要な資産以外
- ④負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

● 軽減割合

以下の費用の4分の1を軽減します。(老齢福祉年金受給者は2分の1)
・サービスに係る利用者負担額
・食費
・居住費(滞在費)
・宿泊に係る利用者負担額
※生活保護受給者は個室の居住費(滞在費)のみ対象で、軽減割合は全額

問合せ 利用先の社会福祉法人または高齢介護課へ

